

# ひょうご防災減災推進条例の概要

## 1 条例の趣旨

震災から22年を迎え、阪神・淡路大震災の経験と教訓を忘れることなく、県民に正しく伝え、災害に備えることが私たちの責務であることを強く自覚した。

このため、ひょうご安全の日を定める条例を改正し、①自主防災組織等の民間団体、事業者等による具体的な防災減災活動の促進、②自主防災組織等による個別支援計画の策定促進のための市町条例の制定を促す等所要の整備を行った。

## 2 条例名称の変更

「ひょうご安全の日を定める条例」を「ひょうご防災減災推進条例」に改正

## 3 規定内容

改正前の条例に規定する「ひょうご安全の日」を定める規定を継承するとともに、県、県民の取組みに加えて、市町、事業者、自主防災組織の取組みを新たに明記

### (1) 「ひょうご安全の日」を定める規定

震災の経験と教訓を継承するとともに、いつまでも忘れることなく、安全で安心な社会づくりを期する日として、1月17日を「ひょうご安全の日」と規定

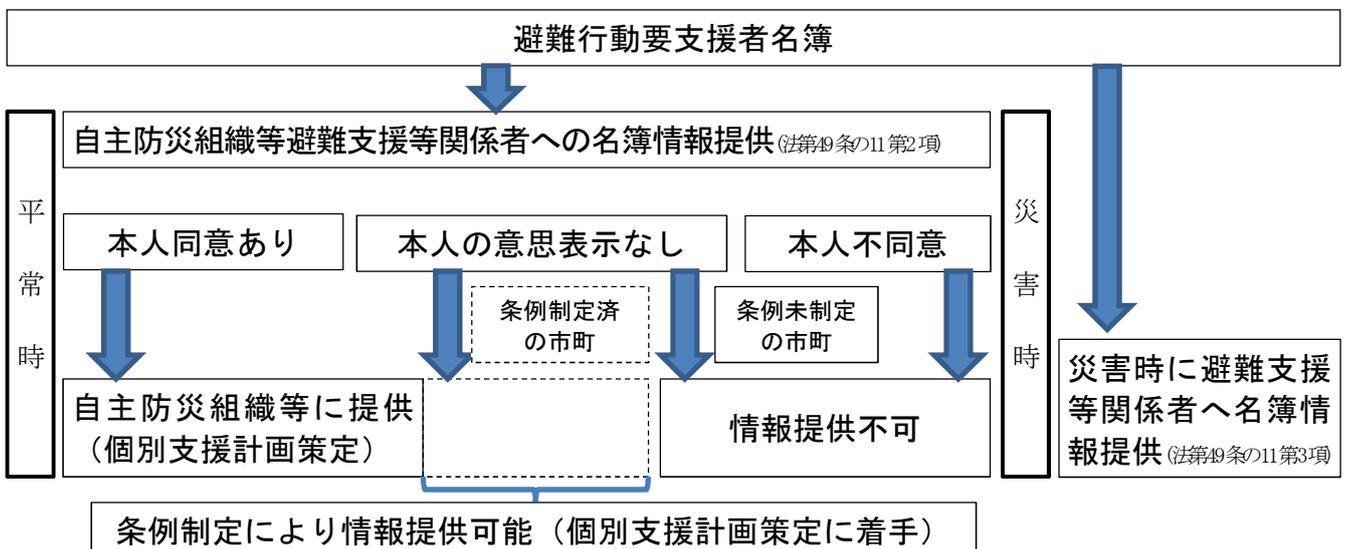
### (2) 防災減災推進に関する県の取組み

- ・ 防災減災活動の促進、防災減災研究等の支援、ひょうご安全の日の趣旨にふさわしい事業、防災減災体制の整備、市町の防災減災の取組みの促進等の事業
- ・ 関係行政機関及び県民等との連携等県の防災減災事業の推進の必要な措置

### (3) 防災減災推進に関する市町の取組み

- ・ 指定避難所の指定・整備、要配慮者への支援、地域防災力の向上、防災減災体制の整備
- ・ 自主防災組織等へ避難行動要支援者名簿情報の事前提供のための市町条例の制定等法制上の措置その他必要な措置

### 【個別支援計画策定にかかるフロー図（災害対策基本法）】



(4) 地域における防災減災活動促進のための事業者の取組み

- ・ 事業継続計画の策定・体制整備、地域におけるボランティア活動促進
- ・ 災害復旧等に必要な物資又は役務の円滑かつ迅速な提供のための県又は市町との協定締結、県・市町防災減災対策への協力

(5) 地域における防災減災活動促進のための自主防災組織等の取組み

- ・ 地区防災計画の提案、同計画に基づく防災減災活動
- ・ 個別支援計画の策定、同計画に基づく防災訓練

(6) 県民及び民間団体による防災減災活動の取組み

災害への備えの活動、地域社会づくりの活動、災害時のボランティア活動、ひょうご安全の日の趣旨にふさわしい活動等